市民後見推進事業の概要

事 業 区 分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
	全部委託・一部委託・委託なし
参託先及び 委託内容	
安	 委託内容:市民後見人養成のための研修等の実施に係る業務
事業内容	1 名称 札幌市市民後見人養成研修 2 応募要件 ・事前説明会に出席していること ・札幌市民であること ・25歳以上70歳未満であること ・原則として全ての研修を受講可能で、市民後見人として活動できること ・後見人の養成研修を実施する団体の資格を有していないこと 3 選考方法 事前説明会後に受講申込書及びレポートを提出、審査の上、受講者を決定 4 講座内容 ア 期間 平成26年10月~平成27年3月 イ カリキュラム ・基礎研修(23時間9日間) 対象者理解、民法の基礎、関係制度、市民後見活動の実際等・実務研修(29時間10日間) 対人援助の基礎、体験実習、家庭裁判所見学、各種実習等
事業スケジュール (予定を含む)	7月 事前説明会実施(300名定員×2回) 8月 募集 9月 書類選考(45名) 10月 基礎研修 12月 一次選考 平成27年 1月 実務研修 3月 二次選考 名簿登録
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	札幌市

事業区分	(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
事 未 匹 刀	(3) 市民後見人の適正な活動のための支援
委託 先 及 び 委託 内 容	全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし
事業内容	1 市民後見実施機関の設置 札幌市社会福祉協議会内「高齢者・障がい者生活あんしん支援センター」 内に市民後見実施機関を設置し、次の業務を実施。 ア 後見ニーズの実態把握 イ 家庭裁判所及び弁護士等の専門職団体との連携 ウ 養成研修及びフォローアップ研修のカリキュラム作成・実施 エ 市民後見人候補者の名簿登録等 オ 家庭裁判所に推薦する体制の整備 カ 市民後見人の後見活動に対する支援体制の整備 キ 成年後見制度に関する普及・啓発 2 運営委員会の開催 市民後見実施機関内に運営委員会を設置し、次の業務を実施。 ア 構成 弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、学識経験者、 成年後見期間・団体、行政 イ 協議事項 ・養成研修及びフォローアップ研修のカリキュラム及び運営 ・各種選考 ・市民後見人に対する支援体制の整備 ・関係機関との連携
事業スケジュール (予定を含む)	平成26年4月 第1回運営委員会 同年9月 第2回運営委員会 同年12月 第3回運営委員会 平成27年3月 第4回運営委員会
備考	

平成 26 年度 札幌市市民後見人養成研修募集要項

判断能力の不十分な方の権利と財産を守る「成年後見制度」の新たな担い手を育成するため、「市民後見人」の養成研修を実施します。

次により市民後見人養成研修の受講者を募集しますので、下記に記載した募集要項に従いお申込みください。

1. 疝募資格

次の5つの要件に全て該当する方

- (1) 事前説明会に出席した方
- (2) 札幌市民の方(札幌市に住民票があり、実際に居住している方)
- (3) 平成26年度末時点で年齢が満25歳以上70歳未満の方 【昭和20(1945年)4月1日から平成2(1990年)3月31日までの生まれの方】
- (4) 原則として、指定した全研修を受講することが可能で、市民後見人として活動できる方
- (5) 成年後見人、保佐人、補助人の養成研修を実施する団体の資格を有しない方 (弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士の有資格者は、当該団体等で 養成研修を受講していただくこととし、市民後見人養成研修の受講対象には含めな いこととします)

2. 受講定員

40名(書類選考によります)

3. 応募方法等

■所定の受講申込書に写真を貼付し必要事項を記入の上、必要書類を添えて、以下の宛 先まで郵送するかご持参ください。

T060-0042

札幌市中央区大通西 19 丁目 1 番 1 号 札幌市社会福祉総合センター2 階 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会高齢者・障がい者生活あんしん支援センター (郵送の場合は、封筒に「受講書類在中」と朱書きしてください。)

- ■提出書類(提出後は返却いたしません)
 - ①受講申込書(指定の用紙)
 - ②事前提出レポート(指定の用紙もしくはそれに準じたもの。パソコン等使用も可)
 - ③事前説明会参加確認書(事前説明会で発行したもの)

■応募締切日

平成26年8月22日(金)午後5時までに持参(郵送の場合は締切日の消印有効)

4. 選考方法及び選考結果

■選考方法

応募資格要件を確認し、受講申込書、事前提出レポートの内容を総合的に審査し、 養成研修の基礎研修受講者を決定します。

■選考結果

平成26年9月下旬頃に郵送で通知します。

5. 研修内容

■内容・日程・場所等

4 ページに記載の「平成 26 年度札幌市市民後見人養成研修日程表」を参照してください。

■受講料

受講料は無料。別途研修用テキスト代として 3,000 円が必要です。(テキスト代は 研修初日に徴収します。)

なお、実習に係る交通費や昼食代は、各自負担となります。

6. 養成研修受講から後見活動までの流れ

(1)養成研修の選考等(市民後見人候補者の登録)

基礎研修及び実務研修終了後に、それぞれ選考を行います。



(2)市民後見人候補者として登録後のフォローアップ

フォローアップ研修の実施、また、権利擁護活動に協力できる機会を設けるなど、成年後見の実務の研鑽を行うためのサポートを行います。

(3) 市民後見人としての後見活動の開始

家庭裁判所から後見人等候補者の推薦依頼を受けた場合には、市民後見実施機関の運営委員会(高齢者・障がい者生活あんしん支援センター内に設置)において適任者を選考して、市民後見人候補者として札幌市に報告し、家庭裁判所に推薦します。

その後、家庭裁判所の審判において、後見人として選任された後に、「市民後見人」の活動が始まります。

選任後は、市民後見実施機関の運営委員会が、関連機関と連携を図り、市民後見人の活動を支援していきます。

7. その他(注意事項)

この研修を受講されるにあたり、特に以下の内容についてご理解ください。

- この研修は、資格を取得する研修ではありません。
- ・後見人の選任は、家庭裁判所が行うものであり、全ての研修修了者が、後見人に選任されるとは限りません。
- 後見人として家庭裁判所に選任された後は、市民後見実施機関の支援を受けること となります。

8. 個人情報の取扱について

本研修受講申込者にかかわる個人情報は、本会個人情報保護規程などに基づき、適正に取扱い、本研修受講に係る目的のみに使用し、他の目的に使用することはありません。

9. 問合せ先

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 高齢者・障がい者生活あんしん支援センター 電話 011-632-7355

お問合せ時間 土・日・祝祭日を除く8:45~12:15 13:00~17:15

平成 26 年度 札幌市市民後見人養成研修 日程表

(※講師の都合により、予定の変更をする場合があります)

※研修場所:札幌市社会福祉総合センター内(見学及び実習を除く)

(1) 基礎研修【23時間 9日間】(平成26年10月8日~12月3日)

回数	期日	時間	研修内容(単位:時間)			
第1回	10/8(水)	1330~1700	「開会・オリエンテーション (O.5) 」			
			「市民後見概論(3.0)」			
第2回	10/15(水)	1330~1600	「対象者理解(高齢者)(2.5)」			
第3回	10/21(火)	1330~1530	「対象者理解(障害者)(2.0)」			
第4回	10/29(水)	1330~1630	「後見制度基礎(概論)(1.5)、(各論 I :法定後見)(1.0)、			
			各論I:任意後見)(O.5)」			
第5回	11/4(火)	1330~1630	「後見制度と市町村責任(消費者被害)(O.5)」			
			「地域福祉と権利擁護の理念(2.5)」			
第6回	11/12(水)	1330~1530	「民法の基礎(家族法)(1.0)、(財産法)(1.0)」			
第7回	11/19(水)	1330~1600	「関係制度・法律(介護保険制度)(1.5)、(高齢者施策)(1.0)」			
第8回	11/26(水)	1330~1600	「関係制度・法律(障害者施策)(1.0)、(生活保護・健康保険・年金)(1.5)」			
第9回	12/3(水)	1330~1600	「関係制度・法律(税務申告制度)(O.5)、			
			「市民後見活動の実際(現役後見人による活動報告)(1.0) 」			
			「市民後見活動の実際(後見実施機関の理解と市民後見人の支援体制)(1.0)」			

(2) 実務研修【29時間 10日間】(平成27年1月14日~3月3日)

回数	期日	時間			研修内容
第1回	1/14 (水)	1330~1600		「対人援助	の基礎(2.0)」
				「体験実習	オリエンテーション(0.5)」
第2回	1/15 (木)	1330~1500		「札幌家庭	裁判所の役割(見学など)(1.5)」
第3回	1/21 (水)	1330~1700		「後見実務	(申立て手続き) (2.0)、 (財産目録作成) (1.5)」
第4回	1/28 (水)	1330~1630		「後見実務	(後見計画作成)(1.5)、(後見報告作成)(1.5)」
第5回	2/4(水)	1330~1630		「後見実務	(報酬付与申立作成)(1.5)、(後見終了手続き)(1.5)」
第6回	2/12 (木)	1330~1600		「課題演習	① (2,5) 」
第7回	2/18 (水)	1330~1600		「課題演習	② (2,5) 」
第8回	3/3(火)	1330~1630		「体験発表	(2.0)]
		ı r		「市民後見	人の登録方法(1.0)」
第9回	2/2(月)~2	2/27(金) 1000		0~1600	「社会福祉施設への実習(5.0)」
(実習)	【土・日・祝日を除く】				【あらかじめ指定された期日に社会福祉施設で実習】
第10回	1/19(月)~	1/30(金) 133		0~1600	「法人後見の実習(2.5)」
(実習)	2/2(月)~2	2/27(金)			【あらかじめ指定された期日に法人後見業務に同行】
	【土・日・祝日	日を除く】			